

名古屋地方裁判所委員会（第34回）議事概要

1 日時

令和3年11月8日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋地方裁判所

3 出席者

（委員） 櫻井康司，吉枝道生，井上新，梶原弘司，高坂昌志，三枝麻由美，神谷澄男，瀧誠，滝口健二，船津静代，星野不二雄，森絵里，金山陽一，大熊一之（委員長），吉田彩

（説明者） 平野望判事，前田亮利判事，三嶋朋典判事，村上事務局長，古田民事次席書記官，佐久間総務課長

（事務担当者） 鈴村事務局次長，山田事務局次長，榊原主任書記官，土方主任書記官，板津総務課課長補佐，岩田総務課庶務第一係長

4 協議テーマ

「民事訴訟手続におけるIT化について」

5 議事

- (1) 委員紹介
- (2) 前回委員会以降に行った改善事項の報告
- (3) 民事訴訟手続におけるIT化の概要説明
- (4) 模擬実演，操作体験等
- (5) 協議テーマに関する意見交換（別紙1記載のとおり）
- (6) IT化の今後について フェーズ2，3で検討されている事項の説明
- (7) 協議テーマに関する意見交換（別紙2記載のとおり）
- (8) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日時

令和4年5月19日（木）午後1時30分

イ 協議テーマ

職場の事務改善

(別紙1)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，◆：説明者)

- 概要説明，模擬実演及び操作体験を通じて，どのような印象を持たれたか。
疑問や質問等も含めて率直に伺いたい。
- Microsoft Teams（以下「Teams」という。）を採用した理由は何か。
- ◆ Teamsの採用は，全国一律の導入であることから，当庁独自のものではないが，一般的には，Teamsの利点として，セキュリティに優れていること，操作がスムーズであること等が挙げられている。
- 録画機能があるのに録画しない理由は何か。
- ◆ 非公開手続の裁判でのやりとりは，高度な機密情報であることから，録画データが流出することがないように，これを行わないこととされている。
- 録画をしないとすると，当事者間で認識違い等が生じることをどのように防ぐのか。
- ◆ 公証官である裁判所書記官という法律専門職が重要なポイントを調書に記載したり，実施した内容を争点メモ等にしてTeamsにアップロードしたりして認識を共有することによって，防いでいる。
- Teamsに参加するに当たって必要な情報は何か。
- ◆ 代理人からeメールアドレスの提供を受け，電話番号など多要素認証を行ってサインインしていただいている。
- 弁護士事務所以外からもTeamsに参加できるのか。
- ◆ 技術的には可能であり，実際に代理人が在宅勤務や出張などで自室やホテルの一室から参加する例はある。
もともと，弁論準備等は非公開の手続であるから，関係者以外に見聞きされない環境が整っている必要がある。

- ウェブ会議のメリットは何か。
- ◆ 動画の共有や共同編集といった機能があり、例えば和解成立に向けてその場でワード等を共有しながら手続を進めることが可能である。また、裁判所に来庁する手間が省けるほか、出頭当事者が少なくなるので、コロナ禍においても感染防止を図るために密を避けることができ、結果的に裁判手続を停滞させずに継続できたという成果もある。
- 本人訴訟の場合、どのようなサポートがあるのか。
- ◆ IT弱者の司法へのアクセスやサポート体制については、弁護士会等の意見も聴きながら法務省の法制審議会で議論されているところである。
- 情報流出の危険をどのように回避するのか。
- ◆ システム自体これから新しく検討するところであり、なりすましや偽造対策、ID・パスワードをどうするかというのもこれから具体的に決まっていくところである。
- 例えば、事故等で入院している当事者が、病院などで代理人とは別のPCを利用して争点整理を聞きたいという場合は、それぞれのPCから参加できるのか。
- ◆ 一般的に個室であっても当事者以外の第三者が立ち入る可能性のある場所での参加は、相手方からすると理解が得られにくいところである。現段階では、裁判所書記官が作成する調書等を基に代理人から期日後に説明していただくなどの方法が現実的だが、今後の検討に委ねられるものとする。
- 労働審判員はどのようにして手続に関わっているか。また、労働審判員のウェブ会議での参加はどのくらい認められているのか。
- ◆ 労働審判事件においても、希望があつて環境が整っていれば、おおむね積極的にウェブ会議にて実施している。労働審判員は、当事者ではなく裁判所の構成員であることから、現状においては、裁判所内で参加している。
- 音声などが聞き取りにくいなどの理由による誤解や勘違いが生じたまま審理

が進むことはないか。当事者間の認識共有ができていることを担保するための方法はあるか。

- ◆ 争点や各当事者の次回までの準備事項などについて、裁判所書記官が作成する調書の記載やT e a m s にアップロードする争点メモなどの内容を確認することで認識の共有化を担保している。
- 裁判所書記官が調書に記録化するものとししないものをどのように峻別しているのか。
- ◆ 調書に記録化するものは、法定されているものの他、準備事項や確認事項等、裁判長が記録化を相当としたものなどを記載することとなる。もっとも、争点整理手続においては、忌憚のない意見交換を前提とすることから、逐語的に記録化することは、議論を硬直化させることにもなるおそれがあることにも配慮する必要がある。
- 裁判官から見て、ウェブ会議の結果をどのように共有するのかについては、これまでも工夫がされてきており、最もフォーマルなものは、裁判所書記官が調書に記録する形であるが、その他にも、場面に応じて、チャット機能でメッセージを送って共有したり、書面にまとめた内容をT e a m s にアップロードしたり、口頭で確認するのみにとどめるなど、適宜選択している。代理人から調書に残してほしいと言われて裁判所書記官が調書に記載することもある。

なお、調書には、やり取りした内容のすべてを逐語的に残す必要はなく、特に重要な内容を記載として残すのが一般的な扱いである。

- ウェブ会議が使われる場面というのは、裁判が始まって間もない段階から争点を整理していく手続であり、一言一言すべてを記録化しておくというより、事案や段階ごとに裁判官と当事者間で重要な部分を確認し合いながら進めるため、大きな齟齬が生じたまま進むことはないというのが実情だと思われる。
- I Tツールの導入により、次回期日までのスパンが短くなるなど、民事訴訟

のプラクティス自体にも影響があるのか。

- ◆ 代理人の移動時間を短縮できるので、例えば、一、二週間後にスポット的に和解期日を指定することが可能になり、そのような場合には期日のスパンが従前よりも短くなっているといえる。他方で、期日間に当事者双方から主張書面等が提出されることを念頭に置いて、次回期日を指定することもあり、事案の内容や事件の進捗状況等に応じた柔軟な対応がされているものと承知している。
- ウェブ会議の場合、移動時間がない分、隙間時間に期日を入れることが可能であるというメリットはある。一方、期日の前後には、当事者から話を聞いたり、判例を調べたり、証拠を集めたりするなどの準備をする必要があるため、ウェブ会議が導入されたことにより直ちに次回期日までの時間が短縮できるというわけではないことがあるように思われる。
- 弁護士の立場からすると、期日を入れやすくなるという意味での短縮はありうるが、1か月先を見越して準備するという感覚に慣れているところがあり、次の期日が3週間後ということになれば、業務が圧迫されるというイメージはある。ただ、慣れの問題もあるかと思うので、弁護士としても対応していかなければならないと考えている。
- ITツールを使うことによって、単に便利になったというだけではなく、従前の裁判のプラクティスについて、世間一般から見て違和感がないかということが法律家として問われている。
- 裁判所としても、ITツールやウェブ会議を利用することで効率的にできるということを代理人と試しながら、ある意味文化を変えていかなければいけない部分もある。弁護士会等と協議をしながら進めていきたい。
- 裁判手続においてIT化を進める方向性について、伝統的な裁判のイメージとの関係で、委員の方々の実生活や職場の状況、社会の動きに照らして、どのように思われたか。

- 新聞社でも Z o o m等のウェブ会議を数多く行っているが、参加人数が本
日くらいの人数規模の会議になると、当事者意識が薄れたり、自分の出方や
相手との距離感の掴み方の違いによって、小さな会議でも、もしかしたら顔
を突き合わせた時と比べると結論が違っているのではないかと感じるときが
ある。統計的なことは難しいと思うが、分析調査のようなものがあってもよ
いのではないかと思う。
- ウェブ会議のメリットとして、出席率が上がる、資料の共有機能により出し
忘れ等を防ぐことができるということの他に、会議時間が短くなったという
話も聞く。実際の会議では、会議の議題と異なる話を隣同士で話し合ったり、
画面では映らない人の様子も見ながら進めたりするため、長引く傾向にある。
ウェブ会議では、当初の目的である議題に集中することができるため、良く
言えば時間どおりに終わるが、悪く言えば表面的なもので終わるという印象
がある。

裁判という手続に関して言えば、部分的・表面的な証拠の部分だけで進ん
でいくものではなく、その後の人生にも関わっていくものであるため、便利
になるということは非常に良いことだが、どこかで拙速になってしまう部分
が出てきてしまうのは本末転倒であり、厳粛な雰囲気の中での伝統的な裁判
だからこそきちんとした裁判が行われてきたという部分がどのように残って
いくのかという部分は気になるところである。

- I Tコーディネーターという立場からすると、ウェブ会議は非常に増えてい
る。コーディネーターの力量にもよるが、今まで発言に消極的だった人がウ
ェブ会議だと発言するということもある。

T e a m sはセキュリティも高く、今ある中では一番良いと思うが、最終
的には裁判所がオリジナルのソフトウェアを作ってセキュリティをしっかりと
確保し、弁護士が隣にいなくても参加できるようにすることが、これからは
より求められていると思う。また、争点整理という段階ではいけないかもし

れないが、今後、裁判という場面ではA Iを使って文字化したものを裁判所書記官が整理すれば、かなりの効率化ができる。翻訳機能も今はかなり精度が良いので、確かに恐ろしさはあるものの、前向きに取り組んでいくことが大切であると考える。

- セキュリティ意識の低い人がいると、故意にウェブ会議で行われた手続の内容をネット上に載せるということが出てくる危険もあるのではないかと。
- セキュリティの不安などのマイナス面は確かにあるが、効率性の向上やマイノリティが発言しやすくなるというプラス面も多く、若い世代は抵抗がないと思われるので、IT化の流れは是非とも進めてほしいと思う。
- 大学の授業で対人援助の演習をしていた際のことだが、対面の場合とウェブ会議の場合を比較すると、ウェブ会議の方が話すテンポが速くなる傾向にあった。テンポが速くなるということは、聞き漏らすこともあるということのほか、知的障害・精神障害等の合理的配慮を要する人の中には辛いと感じる人もいるかもしれない。裁判官と弁護士だけであればよいが、当事者本人も参加するということになれば、そのような配慮を要する人たちのことも考えて行っていただきたい。

もう一つは、ウェブ会議に慣らされると、話すテンポが速くなり、雰囲気を読むということをしなくなってくるという自分たちの変化にも気を付けなければならない。対人援助職を育てるという自分の立場からは、どうしても寂しいと感じる。

- 令和2年2月から令和3年9月までの間に、ウェブ会議の実施件数が圧倒的に増えているということは、現場でもウェブ会議が受け入れられて、運用が進んでいるということだと思う。大学でも、現在、学生と企業との接触はほぼオンラインであり、就職活動をする上で、遠隔地であっても非常にチャンスが広がった一方、心理的に事前の準備と事後の整理に時間が取られないため、その場にいた感覚が固定化されずにすぐに気持ちが薄れて日常の感覚に

戻ってしまうという懸念もある。したがって、裁判の場面であれば、一つの区切りとしてその日に行った手続の内容等を裁判所と両当事者が確認した上で終了することが非常に大事になると思う。

また、実際の会議であれば、誰かが助け舟を出したり、全体の状況を見たりすることができるが、オンラインの場合にはそういうことがなく、司会の力量に左右されるため、例えば、腹を割って話すという場であれば、そういう雰囲気を出すことが非常に大切になる。

- ウェブ会議は、良い面も多いが、デメリットも目立つように感じる。実際の会議であれば、口に出さなくても伝わる空気感のような部分があったり、無駄話から良いアイデアが生まれたりすることもあるが、オンラインの場合、殺伐とした形式的・事務的な印象を受ける。裁判手続に関して言えば、法律の専門家が法律に則り、事実を確認しながら検証していくものなので、そういった情緒的なことは少ないかもしれないが、やはり人と人との接点を持って進めた方がよいと感じる。そのようなデメリットと思われる点をどのように克服・補完していくかが重要となってくると思う。
- 争点整理は、序盤で専門家が争点を明らかにし、手続の土俵にのせる手続であることから、デメリットが目に見える形では出てこないと思われるが、丁寧に進めていく必要があると感じている。
- ウェブ会議は、弁護士をはじめとする利用者の評判も良く、IT化を進める上での推進力になっており、この流れは止められないだろうと思う。先ほどの模擬体験で実際に画面等を見た感じでは、操作が思ったより簡単そうで、画面もクリアであることから、対面に近付けることができる程度できており、メリットは多いと感じる。フェーズ2、フェーズ3の動きが非常に気になるところである。

(別紙2)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長)

- 民事分野のみならず，刑事分野においても I T 化の議論が進んでおり，コロナ禍での非対面手続や効率化の観点から，検察庁においても政府の方針を踏まえて検討しているところであるが，一番の懸念は秘匿性の高いプライバシーなどの情報に対するセキュリティをどのように確保するかという点にある。今後，証人尋問を含む証拠調べの方法などについても，セキュリティの観点を踏まえた法整備が必要となる。
- セキュリティの問題は随分前から言われており，I T 化が進まない第一の理由である。セキュリティ対策に絶対はないが，世界の中でも日本の I T 化の取組はあまりにも遅れており，前に進まないといけない。フェーズ 2，3 の説明にあったことがそのまま進めば素晴らしいが，裁判所においても，クラウドをもっと使った方がよいと思う。セキュリティ面でもクラウドの方が安全性が高いと思われる。また，T e a m s や Z o o m といったツールにこだわらず，ノウハウを生かした独自のシステムの構築を進めていくのがよいと思う。
- クラウドの利用やシステムの構築については，名古屋地裁だけで決められるものではなく，全国的な課題であるが，貴重な御意見として承る。続いて，広報活動や I T リテラシーへの配慮について，それぞれの委員が所属される団体の取組や工夫例，課題等を伺いたい。
- I T リテラシーを下げると，I T 化のメリットが下がることから，合理的配慮を要する場合は別として，I T リテラシーはもう少し上に設定してもよいと思う。
- 何を残し，何を進めるのか，何を伝え，何を育成するのかについて議論することが大切であると考え。I T 化を進めることで合理化できることは進め，

裁判所として譲ることのできないところは残すべきである。

- IT化を進めるためには、いろいろな問題はあるが、発展していけば自ずと問題も解消していくと思う。裁判は、機械ではなく人と人との争いであるため、AIが判断するのではなく同じ人間が何らかの形で関与して解決策を示す必要があると思う。裁判の本質的な部分は最後まで残さないといけない。ただ、そこに至るまでの周辺部分は、便利であればよいと思う。各業界の人々の努力があっただろう部分ではあるが、技術が発達して慣れてくれば、解決することがほとんどであるように思う。
- デメリットについては、これまでも議論が尽くされているように思うが、これからの発展を考えると、管理職が理解できるようなIT化のレベルではダメで、管理職は口を出さずにもっと若い世代に任せるべきであると思う。
- 裁判所としては、これからも「良い裁判」とは何かを追及する必要があり、そのためには、正確、適正、迅速な裁判を実現していくことが求められる。IT化により、ますます高まっていく国民の裁判に対する期待に対してどう応えていくかが裁判所の課題である。どのようなツールを使うのかではなく、どのようなプラクティスを目指すかが重要である。
- オンライン申立て、電子記録やシステム送達など、これまでの法曹界の伝統からすると画期的な変化であるが、今の世の中の流れからは当たり前のかもしれない。IT化を進めつつ、本人訴訟などIT弱者の裁判を受ける権利の保障に対する法整備も必要である。そのような人たちが裁判に参加しにくくなってしまってはならない。また、尋問などにもウェブ会議は非常に有効であるが、空気感が感じられなくなるよう慎重に検討すべきであると考ええる。